

令和8年10月26日

保護者様各位

茂原北陵高等学校

「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変）」について

晩秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この度千葉県より「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」の申請の案内が届きましたのでお知らせいたします。該当すると思われるご家庭は学校にお申し出ください。パスワードを発行いたします。

詳しくは千葉県のホームページをご覧くださいご確認ください。

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）／千葉県

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-kakei.html>

今までにもお知らせしておりますが、あわせて千葉県の助成制度について千葉県のホームページをご覧ください、申請漏れのないようにお願いいたします。

学費等の助成制度メニュー／千葉県

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/index.html>

直接、千葉県に問い合わせをせずにまずは学校にご連絡いただけますようお願いいたします。

以上

茂原北陵高等学校 事務室

TEL 0475-34-3211

平日 8:30～17:00

土日祝日は休業

令和 8 年度「千葉県奨学のための給付金（家計急変）」制度について

災害などを起因として家計が急変した世帯（※）への支援を行います。

※ 定年退職、自主退職等は対象外となります。

1 給付金の支給対象となる世帯

申請日の属する月の初日を認定基準日とし、当該期日に以下のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

- 就学支援金、学び直し支援金又は専攻科の生徒への修学支援の対象者であること
- 私立高等学校等に在学していること（平成 25 年度以前に入学した者を除く）
- 家計急変後の保護者等（父・母である場合は両方）の道府県民税所得割相当額及び市町村民税所得割相当額が 182,500 円未満（年収 490 万円未満相当）の世帯であること
 - ※ 生活保護（生業扶助）受給世帯は除く
 - ※ 専攻科の生徒かつ多子世帯の場合、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 264,500 円未満相当（年収 600 万円未満相当）の世帯も対象となります。
- 保護者等が千葉県内に在住していること。
 - ※ 県外に在住している場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。
- 高校生等が認定基準日に在籍し、修学していること。
- 高校生等が日本国籍または以下の 1～6 の在留資格を有していること。ただし、該当しない場合であっても対象になる場合があるので、問い合わせ先までご相談ください。
 1. 特別永住者 2. 永住者 3. 日本人の配偶者等 4. 永住者の配偶者等 5. 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 6. 家族滞在のうち日本の小学校・中学校を卒業し、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

2 支給額（高校生等 1 人あたり年額）

家計急変した月により給付額が異なります。

○7 月 1 日までに家計急変 → 満額（下記年額）

○7 月 2 日以降に家計急変 → 年額 / 12 × 家計急変月の翌月～3 月までの月数

例）7 月 30 日に家計急変、区分①の場合 → $152,000 / 12 \times 8 \text{ 月} = 101,333 \text{ 円}$

家計急変時期	支給区分	全日・定時制	通信制	専攻科
7 月 1 日までに 家計急変した 場合（年額）	住民税所得割相当額が非課税である世帯の高校生等	152,000 円	52,100 円	52,100 円
	住民税所得割相当額が 105,500 円未満である世帯の高校生等（年収 270～380 万円相当の世帯）（2 を除く）	50,670 円	17,370 円	17,370 円
	住民税所得割相当額が 105,500 円以上 182,500 円未満である世帯の高校生等（年収 380～490 万円相当の世帯）（2・3 を除く）	38,000 円	13,030 円	—
	住民税所得割相当額が 105,500 円以上 264,500 円未満相当であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯の生徒	対象外	対象外	13,030 円
7 月 2 日以降に 家計急変した場 合	年額 / 12 × 家計急変月の翌月～3 月までの月数			

※外国籍の生徒（1 の要件を満たさない場合）や、外国人学校の生徒の場合、住民税非課税相当の世帯のみ対象になる場合があります。詳細は下記連絡先にお問合せ先ください。

※住民税所得割相当額は、提出資料を基に千葉県で算出し、給付判定をします。

3 申請方法

令和8年度から「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」により電子申請が可能となりました。詳細は千葉県 HP をご確認ください。※難しい場合は書類による提出も可能です。

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が**千葉県内**の私立高等学校等に在学している場合

……**在学する私立高等学校等を通じて申請してください**

(申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。)

- 学校から「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」へのログインに必要な ID・パスワードを受け取り、申請してください。
- 「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」ログイン用の URL は、ID・パスワードと一緒にお知らせします。提出期限・支給時期等については、学校ごとの対応となりますので、在学する学校にお問い合わせください

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が**千葉県外**の私立高等学校等に在学している場合

……**千葉県総務部学事課（私学振興班）に直接申請してください。**

- 「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」へのログインに必要な ID・パスワードを、ちば電子申請システムから発行申込をしてください。(ちば電子申請システムは「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」とは別サイトになります。ID・パスワードの申込では、給付金の申請は完了しないのでご注意ください。)
- 発行申込後 1 週間を目安に、ちば電子申請システムから ID・パスワードを通知します。
- 提出期限 **令和8年12月18日(金)** までに郵送してください。※当日消印有効

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1 TEL 043-223-2162

<千葉県 HP> <https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-souki.html>